

千葉市公告第560号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年6月24日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

スポーツドリンク (ペットボトル500ml以上) 9,792本

麦茶 (ペットボトル500ml以上) 5,616本

(2) 調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和6年8月7日(水)

(4) 納入場所

市立学校 計166校

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していないもの

ケ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店を有するもの

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市教育委員会教育給与課 厚生・健康管理班

電話 043-245-5923

4 入札参加申出書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布場所 公告の日から千葉市ホームページ「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「入札（見積）募集案件「物品」」のリンク <https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/buppin/index.html>の当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

ア 公告の日から令和6年6月28日（金）までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。なお、持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとし、郵送による場合は、令和6年6月28日（金）の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

イ 質問書

公告の日から令和6年6月28日（金）午後5時までに前記3の契約事務担当課に電子メールにて提出すること。提出期限までに質問書の提出がない場合は、質問事項なしとみなす。

5 入札説明書の交付

公告の日から令和6年6月28日（金）午後5時00分までに、前記4（1）の当事業の個所からダウンロードすること。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時 令和6年7月5日（金）午前10時00分

※本件は、入札書の事前提出による非参集型入札で実施する。

※入札書を郵送により提出する場合は、前記3の契約事務担当課へ令和6年7月4日（木）午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

<留意事項>

- ・期限までに提出先に到着しない場合は失格とする。
- ・郵便入札に要する費用については、すべて入札参加者の負担とする。
- ・入札書等は、二重封筒（内封筒及び外封筒）により送付すること。
- ・内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘（糊付け、封印）すること。
- ・入札書等の入った外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

- (2) 入札及び開札の場所 千葉市教育委員会教育給与課

- (3) 入札方法 総価で行う。

- (4) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、落札金額の100分の3に相当する金額を違約

金として徴収するものとする。)

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 詳細は、入札説明書による。